

B方式検査の取り扱い（金属製IBC容器等を除く。）

I. 検査制度

un容器製造者は、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条第3項に従って危険物容器の検査受け、合格しなければunマークを容器に付すことができない。

II. 検査概要

1. B方式検査とは、必要な性能試験及び工場調査（工場の製造能力、品質管理等の実態調査をいう。以下同じ。）を行い、その結果に問題がなければ検査証の交付日から1年間又は検査申請した個数を製造する間の何れか短い時期（以下「委任期間」という。）まで、検査に合格した危険物容器のunマークの表示、数量、有効期間、品質等の管理を容器製造者が指名するunマーク管理責任者に委託するもの。

なお、容器を継続的に製造したい場合には、性能試験及び工場調査を委任期間満了前に申請し、合格する必要がある。

2. un容器製造者は、上記の重要性を認識したうえで、unマーク管理責任者を指名しなければならない。

3. unマーク管理責任者が変更となった場合、別添のunマーク管理責任者変更届で速やかに検査を担当したHK支部に報告すること。

4. unマーク管理表は、製造後四半期毎に検査を担当したHK支部に報告すること。

III. unマーク管理責任者

1. unマーク管理責任者は、品質管理、製造管理又は検査責任者等の容器の製造について社内的に種々の管理ができる立場の人であって、検査全般、工程全般及び品質全般について把握していること。また、容器検査制度に対する理解を有し、製造責任、苦情処理についても十分な知識を有していること。

2. unマーク管理責任者は、unマークが付されたUN容器の数を管理し、unマーク管理表を定期的（四半期毎）にHK支部に報告する。

3. unマーク管理責任者が交代する場合、前任のunマーク管理責任者は引き継ぎを行い、後任のunマーク管理責任者は、速やかに検査を担当しているHK支部に報告すること。

IV. B方式検査を初めて受検する場合について

B方式検査を初めて受検する場合は、B方式検査申請前に、下記資料を準備の上、当協会担当支部長と打ち合わせを実施すること。

1. 企業の業務概要

(1) 危険物容器の製造にかかる業務の沿革、製造品目、社内機構、製造設備、試験設備、品質管理体制等の概要を記載したもの。

(2) 複合容器又は組合せ容器については、内容器、内装容器、外装容器及び組立者等の当

該容器に関する事業者の業務概要を記載したものを提出すること。

2. ISO9001 等を取得している場合は、取得登録番号、審査機関及び更新時期等がわかる資料
3. 危険物容器製造に関わる工場配置図
4. 危険物容器の製造設備の配置図
ファイバ板箱の製造にあつては、梱包作業場、容器格納場所の図示
5. 危険物容器製造に関わる製造者の組織図及び要員
製造者全体（工場単位）の組織表。ファイバ板箱の製造者は最終梱包する製造者をいう。
6. unマーク管理責任者の役職及び指名
unマーク管理責任者は、自らの責任と権限、危険物容器検査制度、unマークの管理等について理解し、容器製造に関わる製造管理部門、品質管理部門等を管理できること。また、会社として、unマーク管理責任者の業務の重要性を認識し、unマーク管理責任者が確実に指名される体制であること。
7. unマーク管理表
B方式検査合格後は、容器毎に製造実績を四半期毎に、当協会担当支部に提出する必要があるため容器型式毎に作成したunマーク管理表
8. 危険物容器の製造工程図
ファイバ板の製造にあつては、梱包作業手順
9. 危険物容器製造の品質管理基準
 - (1) 危険物容器の製造工程中において品質管理のために必要な検査の時期、抜き取り方法及びその判定基準を記載すること。
 - (2) 危険物容器の製造に係る製造の手順書、検査のための手順書等が別に明文化されている場合には、その書類を提出すること。
10. 危険物容器製造の品質管理に必要な計測機器及び要目一覧表
11. 苦情処理体制又はクレーム基準
危険物容器の輸送時に発生した顧客、輸送事業者等からの苦情、要望等について会社全体の体制を記載した手順書

V. 添付資料

unマーク管理責任者変更届（様式 108）

unマーク管理表（様式 502）

(様式-108)

令和 年 月 日

一般財団法人 日本舶用品検定協会
支 部 長 殿

申請者名 ㊟

u n マーク管理責任者変更届

下記の通り u n マーク管理責任者が変更となりますので、報告いたします。

記

変 更 日 : 令和 年 月 日

引 き 継 ぎ 日 : 令和 年 月 日

旧 u n マーク管理責任者 :
部署及び役職名 :
氏 名 :

新 u n マーク管理責任者 :
部署及び役職名 :
氏 名 :

変 更 理 由 :

添 付 : 新組織図

以 上

